



数	地	歴	理	英	商	実	簿	商	商	工	工	体
学	品	史	科	語	項	踐	記	業	業	業	業	操
算術・珠算	内国商業地理	国史	普通英語	商業総論及各論	商業簿記	商業簿記	商業簿記	商業簿記	商業簿記	商業簿記	商業簿記	算術・珠算
三(加筆)	二	一(加筆)	六(加筆)	二	二(加筆)	二	二	二	二	二	二	二
代数・幾何	外国商業地理	外国史	同上	商業各論	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	代数・幾何
四(加筆)	二	一	六(加筆)	二	二(加筆)	二	二	二	二	二	二	四(加筆)
代数・商業算術	重要商品	物理	同上	商業英語	銀行簿記	銀行簿記	銀行簿記	銀行簿記	銀行簿記	銀行簿記	銀行簿記	代数・商業算術
四(加筆)	一	二	六(加筆)	一	二(加筆)	二	二	二	二	二	二	四(加筆)
代数・商業算術	同上	化学	同上	同上	工業簿記	工業簿記	工業簿記	工業簿記	工業簿記	工業簿記	工業簿記	代数・商業算術
三(加筆)	一(加筆)	二(加筆)	六(加筆)	二	二	二	二	二	二	二	二	三(加筆)

備考 タイプライティングハ随意科トス

(表紙)

中央大学商業学校校則

東京市神田区駿河台南甲賀町

中央大学内

文部大臣認可

中央大学商業学校

電話神田(25)三〇二五

中央大学商業学校設立趣意

我国に於て農工商等の産業を大いに発達させねばならぬことは今更言ふ迄もない。併し之を発達させるには其事業に従事する人々に適當なる教育を授けることが大切である。而して其の教育の程度には中等のものあり高等のものもあつて今や全国に兩種の学校が沢山あり政府でも特に之を保護して居ることは誠に喜ばしい。併し中等教育と高等教育とを比べて我国で何れの方

が目下一層大切であるかと言へば何れとも言ふことは出来ぬ。両方共大切である。然るに動もすると中等教育を思ひの外軽く見る傾向のあることは口惜しきことである。凡そ国家の富強は昔からの歴史を觀ると中等階級が確つかりして居るかどうかいふことに在つた。中等階級が衰亡するのは即ち国力が衰亡する徴候であつた。今我国でも貧富の懸隔が甚だしくなり中等階級が振はなくなる模様が見えるのは国家の為め大いに心配せねばならぬ。中等階級の人々が確つかりして此心配が取除かれるにはどうしても中等教育を盛んにせねばならぬ。又一方我国の産業界を見るに、これは世界の強国の内で最も振はないものであるがこれも産業界に確つかりした人物が少いからである。特に實際仕事に従事する人々の能力と人格とが幼稚であるためである。又現在実業界にて多数の人々を使つて居る人の實際談によると事業界では其の學歷は余り高くなくとも實際の仕事に就いて活きた才能があり勤勉実直なる若い人々を最も多く必要とする。而して斯ういふ人々は昔と異つて今では心懸け一つで働き乍ら更に学問の研究も相当に出来るのであるから實務と学問とが並び進んで往く為めに成功の望みが確かであるとのことである。斯う考へて見ると中等程度の実業教育は其の高等教育と少しも劣らぬ程大切なものであるといはねばならぬ。然るに我国の中等学校は其数が不足して居て此要求に應ずることが出来ないう様で入学難、試験地獄等の声が大いに起つて居る。これは国家の為め残念なことである。我中央大学は右のことを考へて校舎の一部を開放し此教育上の欠点を幾分なりと補ふ為め

に茲に甲種商業学校を設置したのである。右の次第であるから本校は父兄の力で通学する者の外昼間何れかに勤務して自力で勉強し向上せんとする健気なる青少年諸君を歓迎して懇切に教育する。

中央大学は明治十八年に創立せられ今日迄四十余年の光輝ある歴史を有つた大学である。其教育の仕方は質実剛健といふ四字で常に言ひ現はして居り穩健着実なる人物を養成することになつて居る。今回の商業学校に就ても矢張同様の精神で学生を教育することは勿論である。吾々は何所迄も智育、徳育及体育の三つを併せて実施し以つて伸び伸びした氣持のよい円満なる人物を養成する。考へて見るのに斯様の精神で教育を受けて成業した人々が実業に多く關係して實際の仕事に専心従事することになれば我国の中等階級は次第に力と教とを増すことになり産業界は著しく發展すると思ふ。これが本校を設立することにした趣意である。

「中央大学校舎正面」写真・「校庭ノ一部」写真・「運動場」写真・「校舎全景」写真省略

## 中央大学商業学校規則

### 第一章 目的

第一条 商業学校規程ニヨリ商業ニ従事セントスルモノニ夜間必須ナル教育ヲ施シ且公民トシテノ徳性ト知能トヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二章 修業年限

第二条 修業年限ハ四年トス

第三章 学年及学期

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第四章 授業時間及休日

第五条 授業時間ハ毎夜午後五時ヨリ九時迄トス但シ土曜日ニ

限リ午後四時ヨリ九時迄トス

第六条 本校休日左ノ如シ

一、日曜日、大祭祝日及本校記念日( )

一、夏季休業(自七月二十日至八月三十一日)

一、冬季休業(自十二月二十六日至翌年一月七日)

第五章 学科課程

第七条 学科課程並ニ毎週授業時間数左ノ如シ

学科課程及授業時間数

事項	第一学年		第二学年		第三学年		第四学年	
	課程	時数	課程	時数	課程	時数	課程	時数
修身	道德ノ要旨一	一	商業道德一	一	同上	一	国民ノ心得一	一
国漢文	講讀、漢文四	四	講讀、漢文三	三	同上	三	同上	三
作文	普通文二	二	普通文二	二	同上	二	同上	二

習字	算術	地理	歴史	理科	英語	商事	簿記	法制	経済	工業	体育	計
楷書、行書一	算術、代算四	内国商業地理二	国史二	博物一	発音、綴字、読方、書取、習字	商業総論二	商業簿記三	法制一班	経済総論二	工業大意一	普通体操二	三五
草書、細字一	幾何、珠算三	外国商業地理二	東洋歴史一	物一	同上、文法五	商業各論二	商業簿記三	同上	同上	同上	同上	三五
	商業算術三	同上	西洋歴史一	物二	会話、作文	同上	銀行簿記三	同上	同上	同上	同上	三五
	商業統計三	同上	内外商業史一	理化二	同上	同上	工業簿記二	同上	同上	同上	同上	三五
		同上					英文記帳二	同上	同上	同上	同上	三五
		同上						同上	同上	同上	同上	三五
		同上						同上	同上	同上	同上	三五

備考 タイプライティングハ随意科トス

第六章 入学及退学

第八条 入学時期ハ毎学年ノ始トス

但シ欠員アルトキハ臨時入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第九条 第一学年ニ入学ヲ許可スルモノハ自他強健、志望鞏固、品行方正、年齢十四年以上ニシテ高等学校卒業ノ者若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト認ムル者

第十条 第二学年以上ノ学年ニ入学ヲ許可スルモノハ相当年齢ニ達シ前各学年ニ於テ履修スヘキ各学科目ノ考查ニ合格シタル者

第十一条 入学志願者募集人員ニ超過スルトキハ適宜ノ方法ニ依リ入学ノ許可ヲ定ム

第十二条 入学セントスルモノハ入学願書及履歷書ヲ差出スヘシ(用紙ハ本校ヨリ交附ス)

第十三条 入学ヲ許可セラレタルモノハ在学証書ヲ差出スヘシ(用紙ハ本校ヨリ交附ス)

第十四条 退学セント欲スルモノハ保証人連署ヲ以テ校長ニ届出ツヘシ

## 第七章 学 費

第十五条 授業料ハ一ケ年四拾九円五拾錢トシ左ノ三期ニ納付スヘシ 但シ当分月額四円五拾錢ツ、(八月ヲ除ク)分納ヲ妨ケス

第一期四月(二十円)第二期九月(十五円)第三期一月(十四円五拾錢)

第十六条 考查料ハ金貳円トシ入学願書ニ添ヘテ納付スヘシ

第十七条 入学料ハ金貳円トシ入学ノ際授業料ト共ニ納付スヘシ

第十八条 在籍生徒ニシテ授業料ノ納付ヲ怠ル時ハ保証人ニ請求シテ之ヲ納付セシム

第十九条 既ニ領収シタル学費ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返付

セス

## 第八章 修了及卒業

第二十条 修了又ハ卒業ハ平素ノ学業成績及操行ヲ考查シ之ヲ定ム

第二十一条 各学科目ノ評点ハ百点ヲ以テ満点トシ一科目ノ得点五十点以上平均六十点以上ヲ以テ及第トス

第二十二条 第四学年ノ考查ニ及第シタルモノニハ卒業証書ヲ授与ス

## 第九章 賞 罰

第二十三条 學術優等、品行方正ニシテ他生徒ノ模範トナルヘキ者ニハ優等生トシテ賞状若クハ賞品ヲ授与シ又ハ特待生トシテ授業料ヲ免除シ之ヲ優遇スルコトアルヘシ

第二十四条 命令規則ニ背キ其ノ他生徒タルノ本分ニ違フモノハ其ノ輕重ニヨリ訓戒、停学、除名、放校トス

第二十五条 左ノ一項ニ該当スルモノハ退学ヲ命ス

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引キ続キ一ケ年以上欠席シタル者

四、正当ノ理由ナクシテ一ケ月以上欠席シタル者

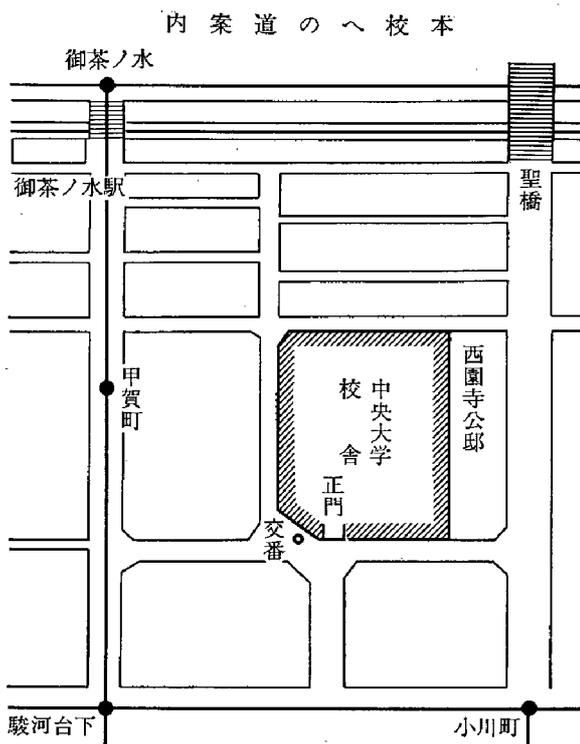
五、出席常ナラサル者

第二十六条 本則施行上必要ナル細則ハ別ニ学校校長之ヲ定ム

昭和六年一月

中央大学商業学校

(裏表紙)



(注記7)

- 一、本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 一、本則施行ノ際現ニ存スル第二学年、第三学年及ヒ第四学年ノ学科課程及毎週教授時数ハ其ノ第二学年ニ属スル生徒ノ卒業スヘキ学年<sup>(加筆)</sup>(試験)ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

追加スヘキ附則

(注記8)

東実七二号	裁定	3月31日	文書課長	(宮下)	送	3月31日	起案者	(大庭)
-------	----	-------	------	------	---	-------	-----	------

昭和六年三月二十八日起案

商工教育課長 (田中)

実業学務局長

(木村)

次官

(中川)

(菊澤)

(中原)

(武田)

(北田)

商業学校学科課程及毎週教授時数中改正ノ件

指令案

財団法人中央大学理事原 嘉道

昭和六年三月十一日付 申請

中央大学商業学校学科課程及毎週教授時数中改正ノ件認可ス

年月日

文部大臣

通牒案

年月日

局長

東京府知事宛

中央大学商業学校学科課程及毎週教授時数中

改正ノ件

標記ノ件別紙ノ通指令相成タル処附則第二項ヲ左記ノ通訂正スルモノトシテ認可相成タル次第ニ付訂正ノ上開申セシメラレ度

記

本則施行ノ際現ニ第二学年以上ニ在学スル者ニ課スベキ学科課程ハ現行ノ商業学校規程ニ違反セサル範囲内ニ於テ新旧学科課程ヲ斟酌シ学校長之ヲ定ム

(加筆・朱書)  
備考

公民科、商業法規、商業経済ヲ新設シ、法制、経済ヲ削除  
ス数学、英語ニ時間ヲ増シ、地理商品、歴史、理科ニ減  
ズ、〔抹消〕〔加筆・墨書〕  
〔抹消〕〔随意〕科目ニタイプライテングヲ置ク、教授時  
数ハ従前ト同シ

(注記9)

昭和六年四月二十一日

中央大学商業学校設立者  
(注記10)

(大庭)

財団法人中央大学理事 原 嘉道 印

商工教育課長 (田中)

文部大臣 田中隆三殿

実業学務局長 (木村) (注記11) (注記12)

(中原)

学科課程及毎週教授時数中改正認可ニ付テノ指

令ニ関スル開申ノ件

学科課程及毎週教授時数中改正附則第二項ヲ御指令ニ依リ左記  
ノ通訂正致候間此段及開申候也

記

本則施行ノ際現ニ第二学年以上ニ在学スル者ニ課スヘキ学科課  
程ハ現行ノ商業学校規程ニ違反セサル範囲内ニ於テ新旧学科課  
程ヲ斟酌シ学校長之ヲ定ム

(注記1)

〔東京府/昭和6・3・12/收受〕

(注記2)

〔文部省/昭和6・3・18/東実72号〕

(注記3)

〔昭和六年三月十七日/未学第一、六五三号/東京府經由〕

(注記4)

〔一字訂正印〕

(注記5)

〔一〕(簿冊内件名番号)

(注記6)

〔一字訂正印〕

(注記7)

〔二字挿入印〕

(注記8)

〔要記入/スミ〕

(注記9)

〔文部省/昭和6・4・30/東実99号〕〔供閱〕

(注記10)

〔昭和六年四月廿八日/未学第四、六八七号/東京府經由〕

(注記11)

〔裁決定/5月11日〕

(注記12)

〔記録掛/7・1・8/受領〕

(下札)

④種別 わ一ノ十二ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 東京府經由、  
中央大学商業学校学科課程及毎週教授時数改正認可/番号 東実  
七二/結了年月日 昭六、三、三一/保存年限 ムキ/枚数 則  
1、9

〔自大14年3月至昭19年3月  
商業学校学則、東京府、第三冊〕  
文部省 3A, 9-12, 875